第

5879

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 1月 22日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 源泉所得税 納期の特例

○ :源泉所得税の納期の特例とは、どういう制度ですか?

A:源泉所得税を年2回にまとめて納付することができる制度です。

【解説】

「納期の特例」とは、給与等の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者に限り、給与等や退職手当等、一定の報酬等から徴収した源泉所得税及び復興特別所得税を、次のように年2回にまとめて納付することができる制度です。

(※)この場合の常時10人未満かどうかは、 給与等の支払を受ける者の数が平常の状態に おいて10人未満かどうかで判定することとなっています。日々雇い入れる者を含めると平 常10人以上になる場合は、適用できません。

源泉徴収日

納付期限

1月分から6月分

7月10日

7月分から12月分 翌年1月20日(休日の

ときは翌営業日)

ただし、この制度の適用を受けるには、所 轄の税務署長宛に「源泉所得税の納期の特例 の承認に関する申請書」を提出して、承認を 受けなければなりません。

なお、納期の特例の承認を受けていない源 泉徴収義務者が12月に源泉徴収した源泉所得 税及び復興特別所得税の納期限は、翌年1月 10日ですので、間違いのないようにしてくだ さい。







